各介護サービス事業所等 代表者 様

兵庫県福祉部高齢政策課長

## 【重要】兵庫県介護職員処遇改善支援補助金の実績報告について

貴職から申請のあった標記の補助金について、実績報告の手続を下記のとおりご案内しますので、対応に遺漏のないようよろしくお願いします。

記

- <提出期日> 令和5年1月31日(火)
- 申請ごとに実績報告が必要となります。<u>期限までに実績報告書の提出がない場合は、</u> 支払い済み補助金の全額返還を求めます。

なお、第8回(2月)まで支払い等が発生する法人の締切りは別途お知らせします。

- 実績報告書の提出に際し、補助要件を満たさない場合(賃金改善所要額が補助金の額に満たない場合、ベースアップ等による賃金改善が賃金改善総額の3分の2の額に満たない場合等)は、県に所定の金額を返還していただく必要があります。
- 過誤調整がある場合、当該月中に相殺可能な支払額があれば、マイナスとなる過誤調整額は相殺されますが、相殺可能なプラスの支払い額がない場合等は返還となります。 返還については、実績報告確認後に手続きをご案内します。

## 実績報告書の提出方法等

- 実績報告には、「申請管理番号」が必要です。
- 報告様式、報告手続等について、詳しくは、以下の県ホームページをご確認ください。
  - → https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/shogukaizenhojokin.html

(お問い合わせ)

1月4日(水)から事務局(コールセンター)を設置します。 恐れ入りますが、開始までの県庁へのお問合せはお控えください。

兵庫県福祉·介護職員処遇改善臨時特例交付金交付事業事務局電話:078-351-1715(平日午前9時~午後5時)

- ★詳しくは、県ホームページをご確認ください。
- → https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/shogukaizenhojokin.html